|  |
| --- |
| **オンラインによる一般質問について**（「令和５年２月７日付け総務省通知」より） |

別添２

**（今回の総務省通知の位置づけ**）

**◆ 地方自治法に基づく技術的助言（法的効果なし）**

**◆ 自治体からの照会に対する回答という形で総務省の見解を提示**

**（本通知のポイント）**

**◆ 地方自治法では、本会議の「出席」は現に議場にいること、と解されていることから、議場に出席している議員が定足数を満たしていれば本会議を開くことが可能。**

**◆ また、本会議における議事は、「出席議員」の過半数で決するとされていることから、「表決」や、その賛否の意見表明となる「討論」、表決・討論の前提となる「質疑」は、議場において行わなければならない（オンラインは不可）。**

**◆ 一方、行政の事務全般について執行部の見解をただす「質問」は、法律による定めもないことから、各自治体で所要の手続き（会議規則など）を整備した上で、議場にいない「欠席議員」がオンラインで質問することは差し支えない。**

|  |
| --- |
| **＜地方自治法＞（抜粋）**第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が**出席**しなければ、会議を開くことができない。（略）第116条 （略）普通地方公共団体の議会の議事は、**出席議員**の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 |